

7月から国民年金保険料の免除などの申請を受け付けます



申・問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

国民年金の保険料（令和8年度月額17,920円）は、毎月納付が必要です。ただし、経済的に納付が困難な場合は、本人の申請で「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を受けることができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

免除種類		免除額	保険料	受給額（年金額）	免除期間
申請免除	全額免除	17,920円	0円	8分の4	7月から翌年6月まで
	4分の3免除（4分の1納付）	13,440円	4,480円	8分の5	
	半額免除（半分納付）	8,960円	8,960円	8分の6	
	4分の1免除（4分の3納付）	4,480円	13,440円	8分の7	
納付猶予制度（50歳未満の人）		17,920円	0円	反映されません	4月から翌年3月まで
学生納付特例制度		17,920円			

※免除などの申請ができる期間は申請日の2年1か月前までです
 ※免除などの期間は受給要件を満たすための資格期間として計算されます

《審査基準》本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下であること。
 ※減収状況によっては免除に該当しない場合や、免除の種類が変わる場合もあります

《持参するもの》基礎年金番号またはマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード以外は顔写真付きの身分を確認できるものが必要）。

※離職者がいる場合は、離職票または雇用保険受給資格者証など
 ※学生の場合は、上記に追加して学生証の写しまたは在学証明書

◎提出にあたっては「マイナポータル」から電子申請ができます



お知らせ

つらい痛みや、頭痛、長引く不調に

内科・痛みの治療・漢方外来

- ✓ 肩こり・腰痛 
- ✓ 神経痛・しびれ 
- ✓ 頭痛・片頭痛 
- ✓ 関節痛 
- ✓ 带状疱疹後の痛み 
- ✓ 冷え・疲れ・不眠などのお悩みに 



西洋医学と漢方を組み合わせ、症状や体質に合わせた診療を行っています。

お気軽にご相談ください。



医療法人

江口医院

〒846-0012 佐賀県多久市東多久町別府5318-1

0952-76-2137

診療時間

月曜・火曜・水曜・金曜 午前・午後

木曜・土曜 午前のみ

休診 日曜・祝日

